

運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律要綱

(傍線部分は、今回施行期日を定める分)

第一 鉄道事業法の一部改正

一 輸送の安全

1 輸送の安全の確保を法の目的として追加するものとする。

(第一条関係)

2 鉄道事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならないものとする。

(第十八条の二関係)

二 安全管理規程の届出等

1 鉄道事業者は、輸送の安全を確保するために鉄道事業者が遵守すべき輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項、輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項、輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項並びに安全統括管理者及び運転管理者の選任に関する事項に関し必要な内容を安全管理規程として定め、国土交通大臣に届け出なければならないものとともに、国土交通大臣は、届け出られた安全管理規程につい

て必要な内容が定められていないと認めるときは、当該鉄道事業者に対し、その安全管理規程を変更すべきことを命ずることができるものとする。こと。
(第十八条の三第一項から第三項まで関係)

2 鉄道事業者は、安全統括管理者及び運転管理者を選任しなければならないものとともに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならないものとする。こと。

(第十八条の三第四項及び第五項関係)

3 鉄道事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならないものとする。こと。
(第十八条の三第六項関係)

4 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運転管理者がその職務を怠った場合で、一定の事由に該当すると認めるときは、鉄道事業者に対し、当該安全統括管理者又は運転管理者を解任すべきことを命ずることができるものとする。こと。
(第十八条の三第七項関係)

三 輸送の安全にかかわる情報の公表

1 国土交通大臣は、毎年度、輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。こと。

(第十九条の三関係)

- 2| 鉄道事業者は、毎事業年度、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の輸送の安全にかかわる情報を記載し、又は記録した安全報告書を作成し、これを公表しなければならないものとする。

(第十九条の四関係)

四| その他

- 1| 国土交通大臣は、列車の運行の管理等の業務の管理の委託又は受託が許可の基準に適合しなくなつたと認めるときは、受託者に対し受託した業務の管理について改善のため必要な措置を講ずべきことを命じ、又は許可を取り消すことができるものとする。

(第二十五条関係)

- 2| 国土交通大臣は、鉄道事業者から業務の委託を受けた者に対し、その委託を受けた業務の状況に關し報告をさせることができるものとする。

(第五十五条関係)

- 3| 国土交通大臣は、鉄道事業者から業務の委託を受けた者の事務所等に立ち入り、その委託を受けた業務の状況等を検査させ、又は関係者に質問させることができるものとする。

(第五十六条関係)

- 4| 国土交通大臣は、報告の徴収又は立入検査のうち安全管理規程（輸送の安全を確保するための事業

の運営の方針に関する事項に係る部分に限る。）に係るものを適正に実施するための基本的な方針を運輸審議会に諮り、定めるものとする。

(第五十六条の二及び第六十四条の二関係)

5 鉄道事業者による輸送の安全に関してされた事業改善の命令違反に対する罰則を強化するものとする。

(第六十九条及び第七十二条関係)

6 所要の罰則を整備することその他所要の改正を行うものとする。

第二 軌道法の一部改正

一 軌道経営者は、安全管理規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならないものとする等鉄道事業に準じて、鉄道事業法の規定の準用に関する所要の規定の整備を行う。

(第二十六条関係)

二 所要の罰則を整備することその他所要の改正を行うものとする。

第三 鉄道営業法の一部改正

公共団体の鉄道に係る資格等の適用除外を廃止すること。

(第二十八条ノ二関係)

第四 踏切道改良促進法の一部改正

一 国土交通大臣は、国土交通省令で定める基準に該当する踏切道のうち、平成十八年度以降の五箇年間

において改良することが必要と認められるものについて、指定するものとする。

(第三条第一項関係)

二 国土交通大臣が定める踏切道の改良の方法に歩行者等立体横断施設の整備を追加し、歩行者等立体横断施設の整備に係る一の指定があつたときは、鉄道事業者等は歩行者等立体横断施設整備計画を作成して、国土交通大臣に提出するとともに、同計画に従い、当該踏切道の改良を実施しなければならないもの等とすること。

(第三条から第五条まで関係)

三 国土交通大臣は、鉄道事業者等が正当な理由がなく立体交差化計画等に従つて当該踏切道の改良を実施していないと認めるときは、その実施を勧告することができるとともに、勧告を受けた鉄道事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る踏切道の改良を実施していないときの措置は、鉄道事業法の規定又は道路法の規定の定めるところによるものとする。

(第六条関係)

四 国は、都道府県等が立体交差化工事施行者に対し当該工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が政令で定める基準に適合しているときは、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県等に貸し付けることができるものとする。

(第九条関係)

五 国土交通大臣は、鉄道事業者等に対し、踏切道の改良の実施の状況その他必要な事項について報告を求めることができるものとする。

(第十一条関係)

第五 道路運送法の一部改正

一 輸送の安全

1 輸送の安全の確保を法の目的として追加するものとする。

(第一条関係)

2 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならないものとする。

(第二十二条関係)

二 安全管理規程の届出等

1 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全を確保するために一般旅客自動車運送事業者が遵守すべき輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項、輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項、輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項並びに安全統括管理者の選任に関する事項に関し必要な内容を安全管理規程として定め、国土交通大臣に届け出なければならないものとともに、国土交通大臣は、届け出られた安全

管理規程について必要な内容が定められていないと認めるときは、当該一般旅客自動車運送事業者に対し、その安全管理規程を変更すべきことを命ずることができるものとする。

(第二十二條の二第一項から第三項まで関係)

- 2 一般旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任しなければならないものとともに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならないものとする。

(第二十二條の二第四項及び第五項関係)

- 3 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならないものとする。

(第二十二條の二第六項関係)

- 4 国土交通大臣は、安全統括管理者がその職務を怠った場合で、一定の事由に該当すると認めるときは、一般旅客自動車運送事業者に対し、当該安全統括管理者を解任すべきことを命ずることができるものとする。

(第二十二條の二第七項関係)

- 三 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が、安全管理規程に係る規定等を遵守していないため輸送の安全又は旅客の利便が確保されていないと認めるときは、当該一般旅客自動車運送事業者に対し、

当該安全管理規程の遵守その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものとする。

(第二十七条第二項関係)

四 輸送の安全にかかわる情報の公表

1 国土交通大臣は、毎年度、輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。

(第二十九条の二関係)

2 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならないものとする。

(第二十九条の三関係)

五 国土交通大臣は、報告の徴収又は立入検査のうち安全管理規程（輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項に係る部分に限る。）に係るものを適正に実施するための基本的な方針を運輸審議会に諮り、定めるものとする。

(第八十八条の二及び第九十四条の二関係)

六 所要の罰則を整備することその他所要の改正を行うものとする。

第六 貨物自動車運送事業法の一部改正

一 輸送の安全

1 輸送の安全の確保を法の目的として追加するものとする。

(第一条関係)

2 一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならないものとする。

(第十五条関係)

二 安全管理規程の届出等

1 一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全を確保するために一般貨物自動車運送事業者が遵守すべき輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項、輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項、輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項並びに安全統括管理者の選任に関する事項に関し必要な内容を安全管理規程として定め、国土交通大臣に届け出なければならないものとともに、国土交通大臣は、届け出られた安全管理規程について必要な内容が定められていないと認めるときは、当該一般貨物自動車運送事業者に対し、その安全管理規程を変更すべきことを命ずることができるものとする。

(第十六条第一項から第三項まで関係)

2 一般貨物自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任しなければならないものとともに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならないものとする。

(第十六条第四項及び第五項関係)

3 一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならないものとする。

(第十六条第六項関係)

4 国土交通大臣は、安全統括管理者がその職務を怠った場合で、一定の事由に該当すると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、当該安全統括管理者を解任すべきことを命ずることができるものとする。

(第十六条第七項関係)

三 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が、安全管理規程に係る規定等を遵守していないため輸送の安全が確保されていないと認めるときは、当該一般貨物自動車運送事業者に対し、当該安全管理規程の遵守その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものとする。

(第二十三条関係)

四 輸送の安全にかかわる情報の公表

1 国土交通大臣は、毎年度、輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。

(第二十四条の二関係)

2 一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならないものとする。

(第二十四条の三関係)

五 国土交通大臣は、報告の徴収又は立入検査のうち安全管理規程（輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項に係る部分に限る。）に係るものを適正に実施するための基本的な方針を運輸審議会に諮り、定めるものとする。

(第六十条の二及び第六十七条関係)

六 所要の罰則を整備することその他所要の改正を行うものとする。

第七 海上運送法の一部改正

一 輸送の安全

1 輸送の安全の確保を法の目的として追加するものとする。

(第一条関係)

2 一般旅客定期航路事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全

性の向上に努めなければならないものとする。

(第十条の二関係)

二 安全管理規程の届出等

- 1 一般旅客定期航路事業者は、輸送の安全を確保するために一般旅客定期航路事業者が遵守すべき輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項、輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項、輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項並びに安全統括管理者及び運航管理者の選任に関する事項に関し必要な内容を安全管理規程として定め、国土交通大臣に届け出なければならないものとともに、国土交通大臣は、届け出られた安全管理規程について必要な内容が定められていないと認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、その安全管理規程を変更すべきことを命ずることができるものとする。

(第十条の三第一項から第三項まで関係)

- 2 一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者及び運航管理者を選任しなければならないものとするとともに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならないものとする。

(第十条の三第四項及び第五項関係)

3 一般旅客定期航路事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならないものとする事。

(第十条の三第六項関係)

4 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を怠った場合で、一定の事由に該当すると認めるときは、一般旅客定期航路事業者に対し、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任すべきことを命ずることが出来るものとする事。

(第十条の三第七項関係)

三 輸送の安全にかかわる情報の公表

1 国土交通大臣は、毎年度、輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする事。

(第十九条の二の二関係)

2 一般旅客定期航路事業者は、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならないものとする事。

(第十九条の二の三関係)

四 国土交通大臣は、報告の徴収又は立入検査のうち安全管理規程（輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項に係る部分に限る。）に係るものを適正に実施するための基本的な方針を運輸

審議会に諮り、定めるものとする。

(第二十五条の二及び第四十五条の三関係)

五 所要の罰則を整備することその他所要の改正を行うものとする。

第八 内航海運業法の一部改正

一 輸送の安全

1 輸送の安全の確保を法の目的として追加するものとする。

(第一条関係)

2 内航海運業者(船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。以下同じ。)等は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならないものとする。

(第八条の二関係)

二 安全管理規程の届出等

1 内航海運業者は、輸送の安全を確保するために内航海運業者が遵守すべき輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項、輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項、輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項並びに安全統括管理者及び運航管理者の選任に関する事項に関し必要な内容を安全管理規程として定め、国土交通

大臣に届け出なければならないものとともに、国土交通大臣は、届け出られた安全管理規程について必要な内容が定められていないと認めるときは、当該内航海運業者に対し、その安全管理規程を変更すべきことを命ずることができるものとする。こと。
(第九条第一項から第三項まで関係)

2 | 内航海運業者は、安全統括管理者及び運航管理者を選任しなければならないものとともに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならないものとする。こと。
(第九条第四項及び第五項関係)

3 | 内航海運業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならないものとする。こと。
(第九条第六項関係)

4 | 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を怠った場合で、一定の事由に該当すると認めるときは、内航海運業者に対し、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任すべきことを命ずることができるものとする。こと。
(第九条第七項関係)

三 | 輸送の安全にかかわる情報の公表

1 | 国土交通大臣は、毎年度、輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。こと。

(第二十五条の二関係)

2 内航海運業者は、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならないものとする事。

(第二十五条の三関係)

四 国土交通大臣は、報告の徴収又は立入検査のうち安全管理規程(輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項に係る部分に限る。)に係るものを適正に実施するための基本的な方針を運輸審議会に諮り、定めるものとする事。

(第二十六条の二関係)

五 所要の罰則を整備することその他所要の改正を行うものとする事。

第九 航空法の一部改正

一 輸送の安全

1 輸送の安全の確保を法の目的として追加するものとする事。

(第一条関係)

2 本邦航空運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならないものとする事。

(第百三条関係)

二 安全管理規程の届出等

1 本邦航空運送事業者は、輸送の安全を確保するために本邦航空運送事業者が遵守すべき輸送の安全

を確保するための事業の運営の方針に関する事項、輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項、輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項並びに安全統括管理者の選任に関する事項に関し必要な内容を安全管理規程として定め、国土交通大臣に届け出なければならぬものとともに、国土交通大臣は、届け出られた安全管理規程について必要な内容が定められていないと認めるときは、当該本邦航空運送事業者に対し、その安全管理規程を変更すべきことを命ずることができるものとする。

(第百三条の二第一項から第三項まで関係)

2 | 本邦航空運送事業者は、安全統括管理者を選任しなければならぬものとともに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬものとする。

(第百三条の二第四項及び第五項関係)

3 | 本邦航空運送事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならないものとする。

(第百三条の二第六項関係)

4 | 国土交通大臣は、安全統括管理者がその職務を怠った場合で、一定の事由に該当すると認めるときは、本邦航空運送事業者に対し、当該安全統括管理者を解任すべきことを命ずることができるものと

すること。

(第百三条の二第七項関係)

三 輸送の安全にかかわる情報の報告及び公表

- 1 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定める航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態が発生したときは、国土交通大臣にその旨を報告しなければならないものとする。

(第百十一条の四関係)

- 2 国土交通大臣は、毎年度、輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。

(第百十一条の五関係)

- 3 本邦航空運送事業者は、毎事業年度、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の輸送の安全にかかわる情報を記載し、又は記録した安全報告書を作成し、これを公表しなければならないものとする。

(第百十一条の六関係)

四 その他

- 1 航空運送事業の用に供する国土交通省令で定める航空機の使用人は、当該航空機について一定の整備又は改造をする場合には、国土交通大臣の認定を受けた者が、当該認定に係る整備又は改造をし、

かつ、当該航空機について基準に適合することを確認するのでなければ、これを航空の用に供してはならないものとする。

(第十九条第一項関係)

2 国土交通大臣は、本邦航空運送事業者の事業について輸送の安全を阻害している事実があると認めるときは、当該本邦航空運送事業者に対し、安全管理規程の変更のほか輸送の安全を確保するため必要な措置を講ずることを命ずることができるものとする。

(第一百十二条関係)

3 国土交通大臣は、運航又は整備に関する業務の管理の委託又は受託が許可の基準に適合しなくなつたと認めるときは、受託者に対し受託した業務の管理について改善のため必要な措置をとるべきことを命じ、又は許可を取り消すことができるものとする。

(第一百三十二条の二第三項関係)

4 国土交通大臣は、報告の徴収又は立入検査のうち安全管理規程(輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項に係る部分に限る。)に係るものを適正に実施するための基本的な方針を運輸審議会に諮り、定めるものとする。

(第一百三十四条の二及び第一百三十六条関係)

5 本邦航空運送事業者による輸送の安全に関してされた事業改善の命令違反に対する罰則を強化するものとする。

(第一百五十六条及び第一百五十九条関係)

6 | 所要の罰則を整備することその他所要の改正を行うものとする。

第十 国土交通省設置法の一部改正

一 航空・鉄道事故調査委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務の変更に伴い、所要の規定の整備を行うものとする。

（第四条関係）

二 | その他所要の改正を行うものとする。

第十一 海難審判法の一部改正

一 理事官は、事件について審判開始の申立てをしなかったときは、調査の結果を記載した報告書を作成し、海難審判理事所に提出しなければならないものとともに、海難審判理事所は、当該報告書を高等海難審判庁に送付しなければならないものとする。

（第三十三条第三項及び第四項関係）

二 理事官は、必要があると認めるときは、勧告を受けた者に対し、その勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができるものとする。

（第六十三条第二項関係）

三 高等海難審判庁は、国土交通大臣又は関係行政機関の長に対し、その所掌事務の遂行を通じて得られた海難の発生の防止のため講ずべき施策についての意見を述べることができるものとする。

(第六十三條の二關係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

第十二 航空・鉄道事故調査委員会設置法の一部改正

一 法の目的に、航空事故及び鉄道事故が発生した場合における被害の軽減に寄与することを追加するものとする。

(第一條關係)

二 委員会の所掌事務に、航空事故及び鉄道事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を行うこと並びにこれらの事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について勧告・建議することを追加するものとする。

(第三條關係)

三 委員会は、事故等調査を行うため必要があるときは、航空機の使用者、鉄道事業者又は軌道経営者の事務所に立ち入って、帳簿、書類を検査することができるものとする。

(第十五條第二項關係)

四 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、調査又は研究の実施に関する事務の一部を、独立行政法人、民法第三十四条の規定により設立された法人、事業者その他の民間の団体又は学

識経験を有する者に委託することが出来るものとする。

(第十五条の二第一項関係)

五 委員会より事務の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

(第十五条の二第二項関係)

六 委員会より事務の委託を受けた者又はその役員若しくは職員であつて当該委託事務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする。

(第十五条の二第三項関係)

七 所要の罰則を整備することその他所要の改正を行うものとする。

第十三 附則関係

一 この法律は、公布日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、第四、第十(一部の規定を除く)、第十一、第十二等については平成十八年四月一日から、第九(航空法第十九条の改正規定に関連する部分に限る。)等については公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 | この法律の施行に伴う所要の経過措置等について定めるものとする。

(附則第二条から第八条まで関係)

三 | 関係法律について所要の規定の整備を行うものとする。

(附則第九条から第十三条まで関係)